第

3 5 9 4

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 9月

 $9_{\mathsf{H}}$   $4_{\mathsf{H}}$   $^{\mathsf{k}\mathsf{R}\mathsf{H}}$ 

発行所

뭉

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 社宅の家賃

**Q**: 社宅の家賃は、役員と使用人で違うそうですが、どのようになっているのですか?

A:次のように役員と使用人では、家賃の計算方法が違っています。

## 【解説】

会社が、役員又は使用人に社宅を貸与する場合には、通常の賃貸料を徴収しなければならず、通常の賃貸料に満たない場合には、給与課税の問題が生じてきます。

通常の賃貸料は、次のように求めます。

① 役員の場合

その年度の家屋の固定資産税の課税標準×12%(木造家屋以外の家屋については10%)+その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%}×1/12

- ・床面積が132㎡超の借り上げ社宅の場合 上記の算式と実際の支払賃貸料の50%相当 額とのいずれか多い金額を徴収する必要あり。
- ・ 床面積が132㎡以下(木造家屋以外の家屋は99㎡以下)の場合

次の算式により計算した金額を徴収。

② 使用人の場合

その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%+12円×(その家屋の総床面積/3.3+その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

ただし、算式により計算した金額の50%相 当額以上を徴収していれば、使用人につい ては給与課税なし。







